

年金生活者支援給付金制度が始まります

市民課保険年金係

☎ (25) 1148

伊勢年金事務所

☎ 0596 (27) 3601

10月1日から年金生活者支援給付金制度が開始されます。年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金の給付額

①保険料納付済期間に基づく額(月額) = 5,000円 × 保険料納付期間 / 480月

②保険料免除期間に基づく額(月額) = 10,834円^(※2) × 保険料免除期間 / 480月

※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下のかたには、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。毎年度の所得額に応じて給付金が増減します。

※2 保険料全額免除、4分の3免除、2分の1免除期間は10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の6分の1)、保険料4分の1免除期間は5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の12分の1)となります。毎年度の老齢基礎年金額の改定に応じて変動します。

例 納付済月数が420か月、全額免除月数が0か月の場合

① 5,000円 × 420 / 480月 = 4,375円

② 10,834円 × 0 / 480月 = 0円

〈合計〉 ① 4,375円 + ② 0円 = **4,375円(月額)**

例 納付済月数が60か月、全額免除月数が240か月の場合

① 5,000円 × 60 / 480月 = 625円

② 10,834円 × 240 / 480月 = 5,417円

〈合計〉 ① 625円 + ② 5,417円 = **6,042円(月額)**

※給付額に1円未満の端数が生じた場合、0.5円以上は切り上げて計算します。

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

支給要件 ①～③の要件を満たしていること
① 65歳以上で老齢基礎年金を受けている
② 請求するかたの世帯主員の市

町村民税が非課税となっている
③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9300円以下である
給付額 5000円(月額)を基準に、保険料納付済期間などに応じて算出され、次の①・②の合計額となります^{※1}。

障害年金生活者支援給付金

支給要件 ①・②の要件を満たしていること
① 障害基礎年金を受けている
② 前年の所得額が「462万円1000円 + 扶養親族の数 × 38万円^{※3}」以下である
給付額 障害等級により次のとおりです。

● 障害等級2級：5000円(月額)
● 障害等級1級：6250円(月額)

遺族年金生活者支援給付金

支給要件 ①・②の要件を満たしていること
① 遺族基礎年金を受けている
② 前年の所得額が「462万円1000円 + 扶養親族の数 × 38万円^{※3}」以下である
給付額 5000円(月額)

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5000円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合63万円となります。

請求手続き

平成31年4月1日時点で、老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしているかたには、9月中旬に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類が送付されます。必要事項を記入の上、年金事務所へ速やかに提出してください。

なお、令和2年1月以降に請求した場合、請求月の翌月分からは支給対象となりますので注意してください。

※これから基礎年金を請求するかたは、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

留意事項

● 毎年度、所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているかを判定します。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。

● 給付額は、毎年度、物価の変動による改定(物価スライド改定)があります。

給付金についての問合せ先「ねんきんダイヤル」

☎ 0570-05-1165

(ナビダイヤル)

☎ 03-6700-1165
(IP電話・PHS専用)